

創業・新事業・中小企業支援に関する連携協定書

株式会社みちのく銀行（以下「甲」という。）、公益財団法人21あおり産業総合支援センター（以下「乙」という。）、及び地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「丙」という。）は、県内中小企業者等の活性化を図るため、次のとおり基本的事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、及び丙が相互連携による実効性のある企業支援活動を一層強化し、本県産業の活性化と活力ある地域づくりを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、及び丙は、第1条の目的を達成するため、以下の項目について相互に連携し、協力と支援を行う。

- （1）創業者及び中小企業者等への経営支援、金融支援及び技術支援に関すること。
- （2）創業者及び中小企業者等への専門家派遣に関すること。
- （3）その他本県産業の活性化に関すること。

（連携会議）

第3条 甲、乙、及び丙は、業務推進のため必要に応じて「連携会議」を開催するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、及び丙は既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく事業連携において知り得た情報を事業連携上必要な範囲を超えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 甲、乙、及び丙は、個別企業の情報及び個人情報等を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。
- 3 本協定の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

(個人情報等の取扱)

第5条 甲、乙、及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を厳守、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(複写及び保管等)

第6条 甲、乙、及び丙は、本協定に基づく事業連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

(情報の返還等)

第7条 甲、乙、及び丙は、相手方から提供された情報（複写及び複写したものを含む。）に関しての返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

(義務違反)

第8条 甲、乙、及び丙は、本協定の義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

(損害賠償責任)

第9条 この協定による連携の結果、甲、乙、及び丙に何らかの損害が生じた場合、相手方はその責任を負わない。ただし、故意に誤った情報を開示した場合及びこの協定に違反した場合はこの限りではない。

(費用負担)

第10条 この協定に係る活動に関し、甲、乙、及び丙において発生した費用については、甲、乙、及び丙それぞれが自ら負担するものとする。

(第三者との協定の締結及び活動の実施)

第11条 この協定は、甲、乙、及び丙が第三者と同様な協定を締結すること、又は第2条に定める連携事項を行うことを制約するものではない。

(有効期間及び有効期限の自動延長)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から甲、乙、及び丙いずれかより本協定の解消の申し出があった日までとする。

(協議解決)

第13条 本協定の内容に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項は、その都度、誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙、及び丙の3者が署名の上、各自その1通を保管する。

平成29年2月21日

甲 住 所 青森県青森市勝田一丁目3番1号
氏 名 株式会社みちのく銀行

頭 取

高田 邦洋

乙 住 所 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階
氏 名 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

理事長

今 喜典

丙 住 所 青森県黒石市田中82番地9
氏 名 地方独立行政法人青森県産業技術センター

理事長

渋谷 義仁